

「第三次環境基本計画」（改定版）の骨子案における削減目標について（案）

1 削減対象

CO₂

【考え方】

- ① 温室効果ガスには、CO₂、メタン、一酸化二窒素等 7 種類ありますが、区では排出量の約 90% を CO₂ が占めていることから、重点的に対応していく必要があります。
- ② 省エネルギー等の環境配慮行動の多くが、温室効果ガスの中でも特に CO₂ の削減に繋がるものであり、削減努力がわかりやすくアウトプットされることから、区民・事業者の意識向上に繋げることができます。
- ③ 令和 3 年 6 月の「新宿区ゼロカーボンシティ表明」において、環境省が定めるゼロカーボンシティの定義^{*}に則り、削減対象を CO₂ としていることから、整合を図る必要があります。

➡ 以上のことから、引き続き、削減対象を「CO₂」とします。

2 基準年度及び中期目標年度

基準年度：2013 年度

中期目標年度：2030 年度

【考え方】

- ① 現行の「第三次環境基本計画」では、国と同様に基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度としています。このたび国は、令和 3 年 4 月の地球温暖化対策推進本部会議で、基準年度及び中期目標年度を変更せずに削減割合のみを変更しましたが、区においても国の動向を参考にする必要があります。
- ② 基準年度及び中期目標年度を変更せずに削減割合のみを引き上げることで、ゼロカーボンシティ実現に向けた区の決意を、区民及び事業者に対しわかりやすく発信することができます。

➡ 以上のことから、引き続き、「基準年度を 2013 年度」、「中期目標年度を 2030 年度」とします。

^{*} 脱炭素社会に向けて、2050 年「二酸化炭素」実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体

3 削減割合

46%削減

【考え方】

① 現行の「第三次環境基本計画」の削減目標（2030年度において、CO₂排出量を2013年度比で24%削減）に向けて、直近の2018年度実績で既に15.6%削減しており、順調に推移しています。また、区内のCO₂排出量全体の80%以上を占める民生部門においても、「家庭」及び「業務」ともに一定の改善が図られつつある状況です。

こうした状況を踏まえ、ゼロカーボンシティを実現するためには、社会情勢の変化や技術革新の動向に柔軟に対応しつつ、区民・事業者・区が今まで以上に再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底・定着を推進するなど、与条件の中で今できる環境配慮行動を継続して着実に実践していくことが重要です。

そのため、中期目標年度である2030年度の削減割合設定にあたっては、長期目標年度である2050年のCO₂排出量実質ゼロの達成に向けてバックキャストにより、基準年度である2013年度から、一定の割合で継続的に削減に取り組むことを前提に算出します。（【図】参照）

② 国は、令和3年4月の地球温暖化対策推進本部会議で、削減割合を46%に引き上げ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速化させており、区においても国の動向を参考にする必要があります。

➔ 以上のことから、削減割合を「46%削減」とします。

【図】2030年度におけるCO₂削減目標（中期目標）イメージ